

王滝村消防委員会条例

（昭和 37 年 7 月 1 日 条例第 44 号）

改正 昭和 40 年 1 月 18 日

昭和 49 年 6 月 18 日

（設置）

第 1 条 本村における消防の十分なる発達に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、王滝村消防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次の事項について村長の諮問に応じ調査審議するものとし、及びこれらに関し必要と認める事項について、村長に意見を述べることができる。

- (1) 消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善強化に関する事項
- (2) その他消防に関する重要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 村議会において議員のうちから推薦した者 | 2 名以内 |
| (2) 消防団を代表する者 | 2 名以内 |
| (3) 学識経験を有する者 | 2 名以内 |

（会長）

第 4 条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第 6 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、委員会を招集しようとするときは、その日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議）

第 7 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

（議事）

第 8 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が村長の同意を得て定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 王滝村消防団条例（昭和 22 年 7、14 議第 30 号）は、廃止する。

附 則（昭和 49 年 6 月 18 日）

この条例は、公布の日から施行する。